

2010年3月11日
(平成22年)

藤沢市農業委員会
会長 齋藤 義治

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

法令（農業委員会等に関する法律等）により、その権限に
属させた事項に係るコンピュータ処理について（答申）

2010年2月25日付けで諮問（第432号）された法令（農業委員会等に関する法律等）により、その権限に属させた事項に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

「農地基本台帳」は、昭和60年に創設された「農業委員会交付金事業」により、全市町村農業委員会で整備が義務づけられ、「農業委員会交付金事業実施要領」（昭和60年11月20日付け60農経A第1141号農林水産省事務次官）に基づき「法令事務を処理するに当たり必要な資料」として整備することとなっている。

また、平成21年12月15日の改正農地法等施行に伴い、農地の権利移動規制が緩和される一方、農地としての適正利用の担保措置（利用状況報告と勧告・許可取消）が位置づけられ、農地の有効利用が求められている。

現在、実施機関では、約2,600戸の農家の情報として「農地基本台帳」を紙ベースで管理している。

この「農地基本台帳」は農家一世帯毎の台帳となっており、実施機関では5年毎に農家に配布し、農家が必要事項を記入した後、回収し、当該記載事項を確認した後に農業委員会で保存整備している。

そして「農地基本台帳」は農地法に基づく届出や許可の審査、国・県等からの調査・照会、また相談業務の基礎資料として利用している。

しかし、「農地基本台帳」を更新する5年の間に、届出がなされないまま記載事項が変更され、国・県等、関係機関からの照会や苦情相談により調査して初めて変更を確認する事例が増加しており、実態の把握が困難な状況となっているため、農地基本台帳システムの導入を検討することとなった。

(2) コンピュータ利用の必要性について

実施機関では、「農地基本台帳」をもとに下記の事務処理を行っているが、現行の紙台帳対応では限界があるため、システム導入が喫緊の課題となっている。

ア 農地法に基づく許可申請書、通知書及び届出書の処理

農地法第4条第1項又は農地法第5条第1項の規定による許可申請等の処理において、添付する書類の中には、転用する「土地の登記簿謄本」を添付することになっている。

しかし、所有者の氏名・住所について住民登録上（相続・転居・転出・氏名の変更・死亡）の記載事項が変更されても、「土地の登記簿謄本」の記載事項の変更がされないことが多数あり、このため、申請時に所有者の氏名や申請者の旧住所地及び現住所を住民基本台帳データで照合確認し、転用事項を農地基本台帳に転記している。

イ 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の処理

農業委員会等に関する法律第10条により、農業委員会委員選挙人名簿は、有権者（農業者）からの申請に基づいて毎年1月1日現在で調整し、3月31日をもって確定し、翌年の3月30日まで据え置かれる。

同名簿は、毎年一定期間を基準として作成し、名簿確定後は一定期間据え置かれるが、選挙人名簿登載者の要件として、満20歳未満、6親等外の血族・3親等外の姻族（民法第725条）、耕作従事日数が不足した人・同居していない人・耕作面積が10アール以下の世帯が除かれるため、「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を確認するにあたり、申請人の氏名、住所、生年月日、続柄については、住民基本台帳データで確認し、土地の所有者、住所、登記地目・現況地目、地積については、農地情報管理システムで確認をし、変更事項を農地基本台帳に転記している。

ウ 各種証明書の発行処理

各種証明書を過去の議案書や農地基本台帳を確認し発行している。

エ 農業者年金の処理

農業者年金の申請による資格審査を農地基本台帳で行い、毎月受給者の住民基本台帳データで照合確認している。

オ 国・県等、関係機関からの照会や苦情・相談の処理

様々な照会事項や苦情・相談に対して、農地基本台帳をもとに所有者等の確認をし対応している。

(3) コンピュータ処理をする個人情報の項目

農地基本台帳の作成に使用する個人情報の基本的事項（氏名・性別・生年月日・住所・電話番号）は「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」から、農家世帯情報及び農地情報は住民基本台帳データ及び固定資産税課税台帳データから照合取得する。

システムで取り扱う土地・世帯員・経営に関する項目は、下記のとおり。

ア 氏名

イ 性別

ウ 生年月日・年齢（選挙人名簿登載者の要件として、満20歳以上）

エ 住所・電話番号

オ 世帯情報・続柄（6親等以内の血族・3親等以内の姻族であること）

カ 農業経営情報（経営主、従事日数、兼業状況、営農機具）

キ 認定農業者情報

ク 農業者年金情報（資格取得・喪失年月日、年金種別）

ケ 農地情報（登記簿地目、現況地目、面積）

(4) システム機器構成について

デスクトップパソコン1台（windows xp）、19インチ液晶ディスプレイ

ノートパソコンクライアント2台（windows xp）、15.6インチ液晶ディスプレイ

マルチプリンタ1台

鍵付きパソコンラック

(5) 安全対策について

ア パソコン起動時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定し実施機関職員以外の不正アクセスを防止する。

イ システム機器は農業委員会事務局執務室内に設置し、業務系のシステムとして外部とは接続しない。

ウ サーバは鍵付きのパソコンラックに収納し、毎日鍵の確認をする。

エ パソコンはセキュリティーワイヤーで施錠し、鍵は金庫に保管する。

オ 日常的な安全対策

「藤沢市情報セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、『農地基本台帳システム運用管理要領』を定め、システムの安全対策を講じる。

(6) 実施時期

平成22年10月1日

(7) 提出資料

ア 資料1 資料農業委員会交付金事業実施要領

イ 資料2 農地基本台帳

(ア) 1. 世帯員及び就業

(イ) 2. 営農の状況

(ウ) 3. 土地総括表

(エ) 4. 借入地の筆別表

(オ) 5. 貸付地の筆別表

(カ) 経営農地等の筆別表

ウ 資料3 関係法令

(ア) 農地法4条及び5条(抜粋)

(イ) 農地法施行規則(抜粋)

(ウ) 農業委員会等に関する法律第10条(抜粋)

エ 資料4 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書

オ 資料5 証明件数(交付件数)(平成20年度)

カ 資料6 農地基本台帳システム運用管理要領

キ 資料7 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

「農地基本台帳」は農家一世帯毎の紙ベースの台帳となっており、実施機関では5年毎に農家に配布し、農家が必要事項を記入した後、回収し、当該記載事項を確認した後に保存整備し、当該「農地基本台帳」を農地法に基づく届出や許可の審査、国・県等からの調査・照会、また相談業務の基礎資料として利用している。

しかし、実施機関では、当該「農地基本台帳」を更新する5年の間に届出がなされないまま記載事項が変更され、国・県等、関係機関からの照会や苦情相談により調査をして初めて変更を確認する事例が増加し、実態の把握が困難な状況となっていることから、現行の紙台帳対応では限界があるとしている。

また、実施機関では、①農地法に基づく許可申請書、通知書及び届出書の処理にあたっては、申請時に所有者の氏名や申請者の旧住所地及び現住所を住民基本台帳データで照合確認し、転用事項を農地基本台帳に転記したり、②農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の処理にあたっては、申請人の氏名、住所、

生年月日、続柄を住民基本台帳データで確認し、土地の所有者、住所、登記地目・現況地目、地積を農地情報管理システムで確認し、変更事項を農地基本台帳に転記したり、③農業者年金の申請による資格審査を農地基本台帳で行い、毎月受給者の住民基本台帳データで照合確認をしている。このため実施機関では、農地基本台帳の作成に使用する個人情報の基本的事項（氏名・性別・生年月日・住所・電話番号）は「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」から、農家世帯情報及び農地情報は住民基本台帳データ及び固定資産税課税台帳データから照合取得するという新たな農地基本台帳システム導入が喫緊の課題となっている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、以下のような安全対策を講ずることとしている。

ア パソコン起動時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定し実施機関職員以外の不正アクセスを防止する。

イ システム機器は農業委員会事務局執務室内に設置し、業務系のシステムとして外部とは接続しない。

ウ サーバは鍵付きのパソコンラックに収納し、毎日鍵の確認をする。

エ パソコンはセキュリティーワイヤーで施錠し、鍵は金庫に保管する。

オ 日常的な安全対策

「藤沢市情報セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、『農地基本台帳システム運用管理要領』を定め、システムの安全対策を講じる。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上